

## 高野山大学 公的研究費の責任体系について

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、高野山大学内の責任体系について

平成26年2月18日に改正された文部科学大臣決定の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、公的研究費の機関内の管理・運営に関わる責任者が不正防止対策に関して機関内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を以下のとおり公表する。

### 1. 最高管理責任者

- (1) 職名：学長
- (2) 責任と権限：高野山大学全体を統括し、公的研究費の管理・運営について最終責任を負う。

### 2. 統括管理責任者

- (1) 職名：法人本部事務局長
- (2) 責任と権限：最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理・運営について高野山大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

### 3. コンプライアンス推進責任者

- (1) 職名：副学長（教務担当）
- (2) 責任と権限：高野山大学における、公的研究費の管理・運営について実質的な責任と権限を持つ。

以上